

御意見及び御意見に対する国税庁の考え方

区分	御意見	御意見に対する国税庁の考え方
総論に関する御意見	<p>・ G I の認定酒が非 G I 認定酒と比較して出荷量、出荷金額などがどの程度伸長しているのかデータを示すべきだ。そうした情報開示がないと酒類 G I 制度が信用できないので本件山梨についても賛成できない。</p>	<p>・ 定量的な効果を測定することは重要と考えており、各 G I 地域の管理機関がそれぞれ G I の使用状況を把握・管理しています。</p> <p>G I 制度の更なるブランド価値向上を図るなどの観点から、どのように活用できるか等についても各管理機関と検討してまいりたいと考えております。</p>
	<p>・ この指定によって、酒蔵が作りたくもない酒質の清酒を態々つくるようなことにならなければいい。特定の名称によってブランド力が上がる場合と見下される場合があるので、この地理的表示を使うか使わないかに酒蔵の自由があって欲しい。</p>	<p>・ 地理的表示の指定は、原則として産地の範囲に当該酒類の品目の製造場を有する全ての酒類製造者が、適切な情報や説明を受けた上で、地理的表示の指定に反対していないことが確認できた場合に行うこととなります。</p> <p>また、地理的表示の指定後についても、この制度を利用するかどうかはその地域の各製造者の判断に委ねられています。</p>
原料に関する御意見	<p>・ コメや水について残留農薬基準は設定しないのでしょうか？一切の残留は認めるべきでないと思いたすが。</p>	<p>・ 地理的表示の名称や産地の範囲、酒類の特性については、産地の清酒製造者の皆様が、地域ブランドをどのように形作っていくかとの観点も含めて協議を重ね、合意形成されたものであり、これを尊重すべきものと考えます。</p> <p>なお、食品衛生法に基づいて定めた食品規格である「農薬等の残留基準」は、酒類製造者にも適用されますので、酒類の製造に当たっては、同法の規定も遵守した上で、製造しております。</p>